

糸田町町営住宅入居者募集案内

一般公募（抽選方式）

申込期間

令和6年5月1日（水）午前8時30分から

令和6年5月31日（金）午後5時15分まで

※土日祝は除く。

郵送の場合は5月31日（金）消印有効。

目次

- 1 お申込みの皆様へ
- 2 入居申込資格
- 3 申込みにあたって
- 4 申込方法
- 5 空家募集住宅及び抽選関係

糸田町役場 建築課

TEL0947-26-4020

1 お申込みの皆様へ（必ずお読みください）

（1）町営住宅は町民共有の財産です。

町営住宅は、住宅に困っている人たちの生活の安定と福祉の増進を図るため、町が国の補助を受けて整備したものです。公営住宅法・糸田町営住宅設置及び管理条例等に基づいて管理しています。町民共有の大切な財産である町営住宅の利用には、多くの義務や制限が伴いますが、公営住宅制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

（2）管理人（自治会等）の活動にご協力ください。

共同住宅で気持ちよく生活するためには、清掃活動など（自治会等）へ積極的に参加・協力していただく必要がありますのでご了承ください。

（3）共同住宅のルールは守る義務があります。

ペット飼育・騒音・不法駐車等で、他人に迷惑をかけてはいけません。その他、法令、条例等で定められているルールを守っていただきます。

（4）暴力団員について。

町営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、申込者や同居者が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）である場合には入居できません。

2 入居申込資格

○応募される方は、次の（１）～（８）の条件を満たしていなければ、申し込むことはできません。

○なお、年齢に関しましては、令和 6 年 5 月 31 日を基準日とします。

（１）申込者は、成年者（18 歳以上）であり、同居しようとする親族がある方

○夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

○離婚予定の方は、原則として、入居説明会（入居手続き）までに離婚を証明する戸籍謄本か、離婚届受理証明書が提出されないときは失格となります。

○内縁関係にある方（住民票で確認できる場合のみ）も申込みできます。この場合、住民票の続柄に「未届の夫」または「未届の妻」と記載する届出を入居資格本審査までに完了している方に限ります。

○申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格です。（ただし、出生・死亡等を除きます）

○申込者本人は、契約後名義人となります。申し込みから契約までの間に名義人の変更はできません。

～～～単身での入居申込みについて～～～

次の各号のいずれかに該当する方については、単身で申し込むことができます。

※ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ同住においてこれを受けることができず、また受けることが困難と認められる方は申込みできません。

①60 歳以上の方

②身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体上の障害の程度が 1 級から 4 級の方

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級から 3 級（または、医師がそれに相当する程度と証明）の方で、入居後に相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支援体制については関係機関からの証明が必要となります）ただし、3 級で介護が必要でない場合は、そのことについて市町村・医師等の証明がある方

④療育手帳の交付を受けている A1～A3、B1・B2 の方で、入居後に相談対応等の居住

支援体制が整っている方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります)

⑤戦傷病者手帳を受けた方で、身体上の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第6項症又は第1款症の方

⑥原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方

⑦生活保護を受けている方

⑧海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過してない方及び中国残留邦人等で支援給付を受けている方

⑨DV被害者(配偶者(婚姻の届け出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力)配偶者暴力支援センターまたは婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方もしくは配偶者に対し裁判所から接近禁止令または退去命令が出された後5年以内の方

※1 単身入居の希望の方は申込みの際に必ず申し出てください。

※2 ハンセン病療養所入所者等は次に該当される方です。

「らい予防法の廃止に関する法律」により「らい予防法」が廃止されるまでの間(平成8年3月31日までの間)に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所した方。

~~~~~

## (2) 収入条件

以下の基準に合う方

同居しようとする家族(婚約者も含む)の収入を含め、諸控除後の月間所得額(以下、「月間所得額」とします)が次の金額であることが必要です。

(1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください)

<収入基準>

|                  |                   |           |
|------------------|-------------------|-----------|
| 一般世帯             | 月間所得額 158,000 円以下 | ・・・本来階層世帯 |
| 高齢者・障害者世帯・子育て世帯等 | 月間所得額 214,000 円以下 | ・・・裁量階層世帯 |

～～裁量階層世帯とは～～

ア 60歳以上の方

同居しようとする親族がある場合は、入居者全員が60歳以上の方及び満18歳未満の方である世帯。

イ 身体障害者(身体障害者手帳1～4級)の方のいる世帯

ウ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1, 2級程度)の方のいる世帯

エ 知的障害者(療育手帳重度又は中度程度〔療育手帳B2等軽度の方は除く〕)

- の方のいる世帯
- オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法別表の特別項症～第 6 項及び第 1 款症）のいる世帯
  - カ 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された方のいる世帯
  - キ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方のいる世帯
  - ク ハンセン病療養所入所者等
  - ケ 子育て世帯（中学校卒業前の子どもがいる世帯）
  - コ 入居者及び入居の際の同居者である配偶者（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「事実婚者」の年齢の合計が 80 歳以下であり、かつ、その婚姻の届け出の日（配偶者が事実婚者である場合は、その同居を開始した日）から 1 年以内の方の世帯

~~~~~

(3) 現在住居に困っている方

原則として持家の方及び公営住宅（県営・市営・町営・村営）の入居者の方の申込みはできません。

(4) 過去において町営住宅に入居していた方については、不正な使用などをしたことがないこと（無断退去、家賃滞納、迷惑行為、明渡し訴訟、入居取消など）

(5) 共同生活を円満にすることができる方

犬、猫等ペットを飼育することはできません。

(6) 外国人については住民票の提出できる方

(7) 申込者又は、同居親族が暴力団員（以下「暴力団員による不当な行為の防止等にかんする法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

※入居者資格については、警察署等に照合させていただきます。

(8) 居住に関する緊急連絡人について記載できる方

- ・緊急連絡人とは
入居者の安否確認など、緊急時の連絡や対応等を行える方

3 申込みにあたって

(1) 申込みの無効・失格

次のような場合は申込みを無効とします。受付後当選しても失格となります。

- ①町営住宅入居申込書に不正の記載があったとき。
- ②希望団地などの必要事項が記載されていないとき。
- ③申込資格がないとき。
- ④家族を不自然に分割又は、合併した申込み。
- ⑤指定した期日までに入居の説明を受けないとき。
(※抽選会以降当選者に対し実施。原則として、申込者又は入居しようとする親族の方の出席。代理人をたてられる場合は、事前に役場あてに連絡して下さい。)
- ⑥入居資格本審査で、提出をお願いした書類（不備書類）を指定期限までに提出されないとき。

(2) ご注意

- ①町営住宅入居申込書に記入する住所は、郵便が確実に届く住所を記入して下さい。あと先不明等で返送されても、郵送したものとみなします。
- ②入居申込書に記載した方全員が、入居指定日から10日以内に入居することが必要です。
- ③原則として、婚約者との申込みの場合は、入居から3ヶ月以内までに「婚姻届の受理証明書」など既に婚姻していることを証明する書類の提出が必要です。
- ④申し込み後、同居親族の変更（出生、死亡の場合は除く）は認めません。婚約者が変わった場合でも同じです。
- ⑤入居しようとする者の中に家屋の所有者がいる場合ご入居をお断りします。
- ⑥公営住宅への入居する権利を取得された場合、それ以降同日に開催される一般公募の抽選会には参加することができません。
- ⑦市町村の発行する所得証明書を提出できない方（税未申告等）については、収入の基

準判断ができませんので失格となります。

4 申込方法

申込みについての注意点

- (1) 申込みは、1世帯につき複数の部屋を申込みすることができます。ただし、すでに部屋が決まった方は他の部屋の抽選会に参加できません。
 - (2) 「住所」、「氏名」欄は、確実に郵便が届くよう詳細に記入して下さい。また、「電話番号」欄も必ず連絡がとれる番号を記入して下さい。
 - (3) 町営住宅入居申込書の記載は、見本を参考にして、記入誤りのないようにご注意ください。記入内容に不備がありますと、無効になる場合があります。
 - (4) 「年齢」欄は、令和6年5月31日現在の年齢で記入して下さい。
 - (5) 申込書は申込期間中に建築課に持参するか郵送で提出してください。(土日祝を除く)
- ※期間外の申請は一切受付しませんのでご注意ください。

5 空家募集住宅及び抽選関係

(1) 募集物件

宮床団地 A棟 105号室 1F 2DK
家賃 月額 19,000円～50,400円 ※H28年度建設

宮床団地 C棟 106号室 1F 2DK
家賃 月額 19,200円～51,000円 ※H31年度建設

宮床団地 C棟 304号室 3F 2DK
家賃 月額 19,200円～51,000円 ※H31年度建設

宮床団地 C棟 208号室 2F 3DK
家賃 月額 24,800円～65,800円 ※H31年度建設

家賃とは別に、下記ア・イを請求いたします。(支払は合算できます)

ア 外灯(防犯灯等)・エレベーター等の電気代及び合併浄化槽管理費など、
入居者が共同で使用する設備の費用、共益費として月額4,000円

イ 駐車場を利用する場合は使用料として、1区画 月額2,500円

(2) 抽選会日時

日時：令和6年6月14日（金）

宮床団地 A棟 105号 13：30～（13：15より受付開始）

宮床団地 C棟 106号 14：00～（13：45より受付開始）

宮床団地 C棟 304号 14：30～（14：15より受付開始）

宮床団地 C棟 208号 15：00～（15：45より受付開始）

※抽選会を欠席された場合、失格となります。

会場：糸田町役場 第2・3研修室

※申込み者全員に抽選会に関する通知書を送付します。

抽選日の前日までに通知書が届かない場合は、建築課までにご連絡ください。

(3) 抽選結果

抽選会終了後、申込み者全員に当落の通知をいたします。

※当選者以外の方について、抽選会にて補欠登録順位を決定します。

(4) 入居資格本審査

抽選の結果、当選者になられた方には「抽選結果（当選）通知」及び「必要書類」をご郵送いたしますので、書類作成及び貼付書類を揃えて、役場建築課にて資格審査を受けて下さい。

※補欠登録者について、登録者の入居資格は当選者の入居完了と同時に消滅します。

(5) 部屋の間取り図

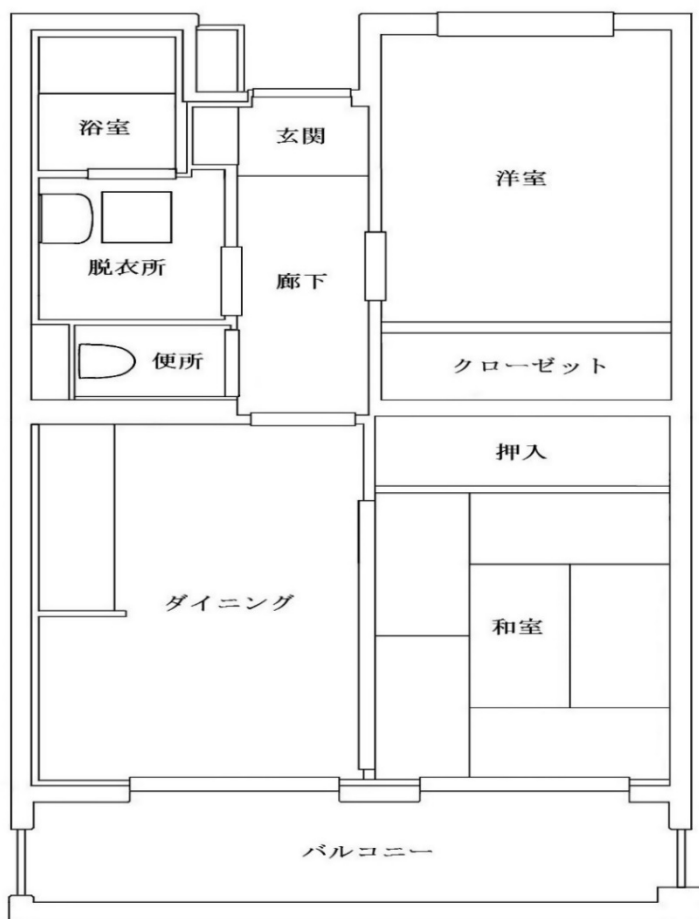
※3 部屋ともに玄関から見て左右対称になる場合があります。

宮床団地A棟 105号 2DK

宮床団地C棟 106号 2DK

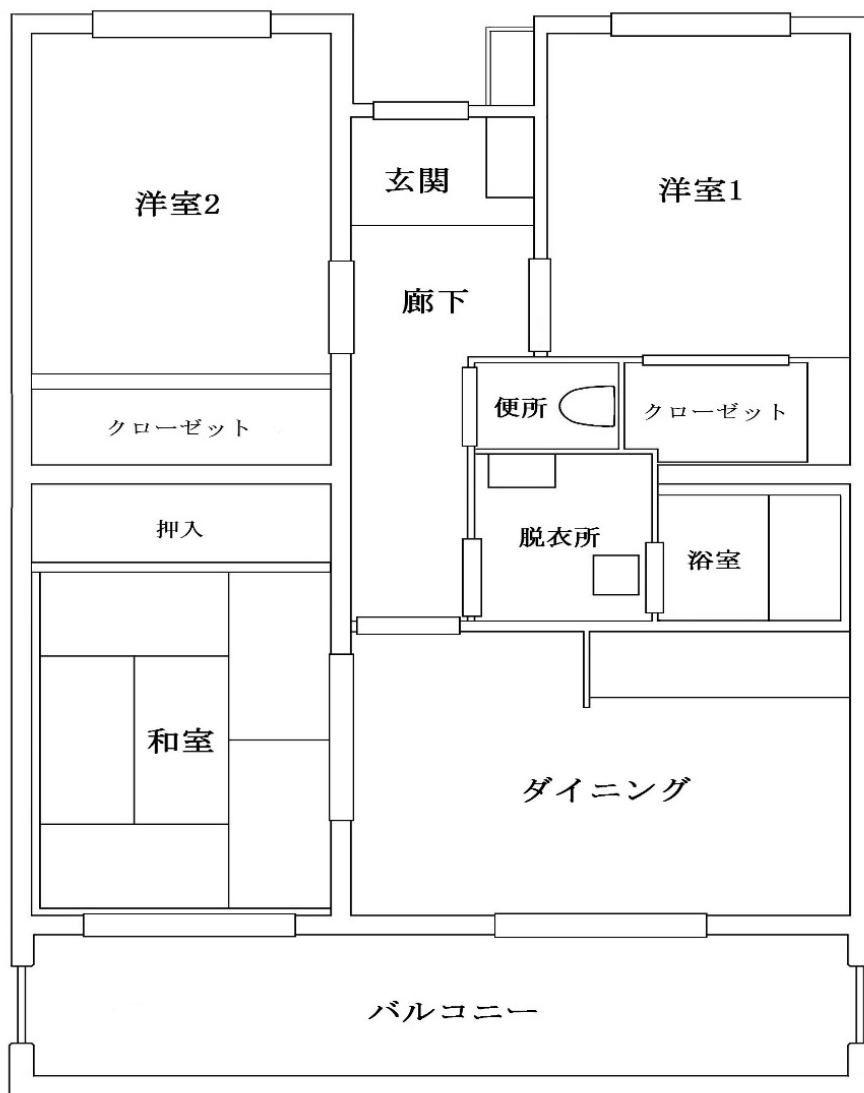
宮床団地C棟 304号 2DK

2DK



宮床団地C棟 208号 3DK

3DK



※玄関から見て左右対称になる場合があります。